

広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画に係る整備方針検討委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画に係る整備方針検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の定員)

第2条 委員会を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は10名以内とする。
ただし、委員会に使用する会場の都合により増減することができる。

(傍聴の手続き)

第3条 傍聴者は、委員会開始時刻までに、受付において所定の用紙に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、委員会開始時刻の15分前から先着順に行うものとし、定員になり次第、受付を終了する。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯しないこと。
- (2) ゼッケン、たすき等を着用し、又はビラ、プラカード若しくは旗の類を持ち込まないこと。
- (3) 酒気を帯びていないこと
- (4) 委員会中にみだりに席を離れないこと。
- (5) 発言し、又は拍手その他の方法により、自分の意見を表明しないこと。
- (6) 騒ぎ立てる等、委員会の妨害をしないこと。
- (7) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話等の電源を切ること。
- (9) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。
- (10) その他委員会運営の支障となる行為をしないこと。

2 傍聴者は、委員会の会場においては、委員長及び委員会の事務局を担当する職員の指示に従わなければならない。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者は、委員長が委員会を非公開と決定した場合は、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第6条 委員長は、傍聴者がこの要領に違反する行為を行った場合、この要領の定めに従うことを命じ、その命令に従わない場合は当該傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は平成18年8月25日から施行する。

広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画に係る整備方針検討委員会傍聴受付簿

平成 年 月 日開催 会議名： _____

受付番号	氏名	住所	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			